

令和6年長浜市農業委員会4月定例総会会議録

令和6年4月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月分庁舎、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（17人）

会長 13番 角田 功

委員	1 番	八 若	和 美	2 番	中 川	半 弥
	3 番	家 倉	和 行	4 番	多 賀	正 和
	5 番	將 亦	富 士 夫	6 番	森 川	ゆ り
	7 番	廣 部	重 嗣	9 番	橋 本	治 太 郎
	10番	村 方	義 昭	11番	伊 藤	泰 子
	12番	尚 永	稔	14番	北 川	富 美 子
	16番	阿 辻	康 博	17番	小 畑	義 彦
	18番	池 田	美 由 紀	20番	西 橋	絹 子

2. 会議に欠席した委員

8 番 森 勘 十
15番 大塚 高 司
19番 二 矢 秀 雄

3. 会議に出席した職員

局長	宮川 芳一	次長	宮本 安信	係長	隼瀬 大典
副参事	中北 吉紀	副参事	近藤 英昭	主査	林 清次

4. 議案等

報 告	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第5条第1項第6号の規定に伴う農地転用届出について
報 告	農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用届出について
報 告	田畑転換等農地の形状変更届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第205号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第206号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第207号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第208号	農用地利用集積計画の一部取り消しについて
議案第209号	農用地利用集積計画（案）について
議案第210号	農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第211号	土地改良事業参加資格交替承認について

5. 議事録署名委員

1番 八若 和美 20番 西橋 絹子

午後1時30分開会

（事務局）

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和6年4月定例総会を開催させていただきます。

それでは、本日の定例総会につきましては、委員総数20名の内17名と過半数以上の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

（事務局）

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。

まず報告ですが、3月19日、滋賀県農業会議・常設審議委員会が大津市において開催されましたので、会長に出席いただいております。なお、今回は本市からの諮問案件はなかったため事務局は出席しておりません。

続きまして、今月の審議事項につきましては、3条申請が11件、4条申請が3件、5条申請

が3件と、農用地利用集積計画の一部取り消し、農用地利用集積計画の決定、農用地利用集積等促進計画の決定、土地改良事業参加資格交替の承認、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る4月3日に当番委員、12番の尚永稔委員、14番の北川富美子委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。各議案は事務局からご説明いたしますが、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解をお願いいたします。また、質問等でご発言いただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

本日の欠席通告、8番 森 勘十委員、19 二矢 秀雄委員の欠席通告をいただいております。

議事録署名委員報告、1番 八若 和美委員、20番 西橋 絹子委員、両委員よろしく願いします。

また、15番 大塚 高司委員が遅刻のようですが、会議にはいます。

議事が、円滑に進行できますよう委員の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届について、令和6年4月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は、2件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ住宅化が進んだところです。

内容および添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行していますので報告します。位置図についてはスクリーンに表示しますのでご確認ください。

番号1、土地の表示、山階町地先、畑1筆122㎡を住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は、集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は水路、北は道路です。

番号2、土地の表示、山階町地先、田2筆2,276㎡をアパート・駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西側に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は里道、南は農地、北は農地です。

(事務局)

続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届について、令和6年4月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は、5件の届出がございました。届出地は都市計画法で規定されている市街化区域で住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容および添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により、専決処分のうえ受理通知書を発行していますので報告します。位置図につきましては、引き続きスクリーンに表示しますのでご確認ください。

番号1、土地の表示、加納町地先、田1筆255㎡を売買により駐車場・車庫にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は、集落の南側に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は宅地、北は道路です。

番号2、土地の表示、地福寺町地先、田5筆1,603㎡を売買により分譲住宅用地にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は、集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は里道、西は宅地、南は道路、北は宅地です。

番号3、土地の表示、加納町地先、田1筆1,214㎡の内、601㎡を賃貸借により駐車場・資材置き場にするために転用したい旨の届出があました。届出地は、集落の北側に位置します。周囲の状況は、東は里道、西は届出人所有農地、南は道路、北は農地です。

番号4、土地の表示、八幡中山町地先、田一筆2,035㎡を売買により倉庫にするために、転用をしたい旨の届出がありました。届出地は、集落の南側に位置します。周囲の状況は、東は道路、西と南と北は宅地です。

番号5、土地の表示、八幡東町地先、田1筆1.68㎡を売買により道路にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は、集落の東側に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

(事務局)

続きまして、農地法施行規則第29条第1項に規定する農地転用の届出について、令和6年4月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は、1件の届出がありました。内容および添付書類の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会農業施設に供するための農地転用に関する届出取扱要綱第5の規定により受理し、受理通知書を発行していますので報告します。位置図についてはスクリーンに表示しますのでご確認ください。

番号1、土地の表示、西上坂町地先、畑1筆1,027㎡のうち、8㎡を農業用倉庫の増築として、転用したい旨の届出がありました。届出者は、令和4年6月に農業経営基盤強化法の規定に基づき、農地転用の許可を受け、農業用倉庫を建築されていましたが、倉庫を増築することにより、許可面積を超える部分(8㎡分)について、農地法施行規則第29条の規定に

よる届出をされたものです。届出地は、集落の西側に位置します。周囲の状況は、東は農地、西は転用許可済農地、南は道路、北は転用許可済農地です。

(事務局)

続きまして、田畑転換等農地の形状変更届出について、令和6年4月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。内容および添付書類の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱第6の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので報告します。位置図につきましては、スクリーンに表示しますのでご確認ください。

(事務局)

番号1、土地の表示、山ノ前町地先、田1筆359㎡を野菜栽培・果樹栽培として使用するために盛土をしたい旨の届出がありました。届出地は、集落の北側に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は農地、北は農地です。形状は、現状の高さから最大で約1m程度盛土され果樹栽培・野菜栽培を行う計画です。該当地については、昔から水が入りにくく、稲作には適さない場所で、畑として使用していきたいとの申し出がありました。申請人は、認定農業者で稲作等を中心に約18haを経営しており、令和3年1月に申請地の南側の農地も、同様な事由で田畑転換の届出をされ、畑として使用されている実績があります。こうしたことから、事務局としてはやむを得ないものと判断し受付をしております。

(事務局)

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和6年4月10日、長浜市農業委員会会長名。

農業委員会宛に計17筆の解約の通知がありましたので、概要についてご報告させていただきます。内訳は、田17筆31,231㎡の解約です。

番号1につきましては、相対による解約で耕作目的の解約です。番号2から12までにつきましては、農地利用円滑化事業による解約で耕作目的の解約です。次に、番号13につきましては、農地中間管理機構事業による解約で転用目的の解約です。番号14から17につきましても、農地中間管理機構事業による解約で耕作目的の解約です。

農地法第18の第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。まとめて報告しました。会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま報告ありました5件についてご質問がありましたらご発言ください。よろしいでしょうか。

(会長)

ないようですので、議案審議に移ります。まず、議案第205号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第205号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和6年4月10日提出。長浜市農業委員会会長名。

それではご説明いたします。

今月は、3条申請が11件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項および必要書類に不備はありませんでしたので受付しております。議案書の申請番号通り、順を追って説明させていただきます。

番号1、土地の表示、相撲町地先の登記地目、田1筆3,198㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現在は耕起をされる前の状況です。譲渡人は、管理ができず以前から譲受人が耕作していたところ、今般売買で話がまとまり申請されたものです。

番号2、土地の表示、加田町地先、畑1筆223㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は、白地の畑で現地は耕起がされていまして。譲受人は、他市の方ですが、現在、申請地隣接の農地を耕作されています。譲渡人は、管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号3、土地の表示、川道町地先の畑1筆111㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で現地は雑草がありますが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人と譲受人は、兄弟の間柄で、兄である譲渡人は、管理ができないことから、申請地隣接に居住している耕作可能な譲受人の弟と話がまとまり申請されたものです。

番号4、土地の表示、湖北町山本地先の畑1筆147㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は耕起がされていまして。譲渡人は他府県に居住されており、管理ができないことから、申請地に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号5・6は、譲受人が同じでありますので、まとめてご説明いたします。
土地の表示、番号5、南田附町地先、田2筆1,092㎡を売買にて権利を取得されるものです。

番号6、同町地先の田1筆1,029㎡を同じく売買で権利を取得されるものです。
番号5と6の土地は接続しており、申請地はいずれも白地の田で、現地は刈り取りがなされ、現在は耕起をされる前の状況です。いずれも、譲渡人は管理できないことから、申請地の東側を耕作している譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号7、土地の表示、湖北町尾上地先の畑3筆214㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は全て白地の畑で、いずれも現地は雑草がありますが、耕作再開が可能な状況です。

本件は空き家バンクからの案件で、譲受人は、申請地と同じ集落に移住されることとなり、併せて申請地を耕作するため、売買で話がまとまり申請されたものです。

番号8、土地の表示、新居町地先、畑1筆108㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は、白地の畑で、現地は野菜の作付けがされていました。譲渡人は、他府県に居住されており管理ができないことから、以前から譲受人において耕作をされていましたが、今般、贈与で話がまとまり申請されたものです。

番号9、土地の表示、寺田町地先、畑1筆85㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は、市街化区域の白地の畑で、現地は一部耕作がされ、一部は野菜の作付けがされていました。譲渡人と譲受人は、親戚の間柄です。譲渡人は、遠方で管理ができないため、申請地隣地に居宅を構えている耕作可能な譲受人と、今般、贈与で話がまとまり申請されたものです。

番号10、土地の表示、南郷町地先の登記地目、田1筆442㎡と畑2筆565㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の農地で現地は雑草がありますが、いずれも耕作再開が可能な状況です。譲渡人は、管理ができないことから申請地に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。なお、今後いずれも畑として利用していくとのことです。

番号11、土地の表示、西浅井町大浦地先、田2筆1,719㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地は秋に刈り取りがなされ、現在は耕起をされる前の状況です。譲渡人と譲受人は同じ集落の方で、譲渡人は高齢となり、管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

以上、申請番号1から11につきましては、お手元に配付しております許可要件調査書のとおり、譲受人が、現在所有する農地及び、今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有、またはリースの状況、世帯の労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域の運用者とのかかわり、申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。以上をもちまして議案第205号について、事務局からの説明を終わらせていただきます。

(会長)

ただいま説明がありました議案第205号についてご意見ご質問を求めます。ございませんか。

(会長)

質問等はないようでしたら裁決に移ります。

議案第205号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請通り許可することとします。

(会長)

次に、議案第206号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第206号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和6年4月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第206号につきましては、今月の締め切りまでに3件の申請がありました。書類審査のうえ受付を行っております。農地区分については、後ほど説明いたします。

案件につきましては、3月21日 農地等調査委員会の將亦委員長、2番 中川半弥委員、17番 小畑義彦委員と協議し、提出している案件です。現地調査につきましては、令和6年4月3日に12番 尚永稔委員、14番 北川富美子委員にお願いし行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

申請番号1、小谷美濃山町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は、集落の南西側に位置します。申請地は、農振農用地であり、原則転用できませんが、農業用倉庫の建築なら例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会からの同意も得られていることから受付をいたしております。

案件の詳細につきましては、尚永委員よりご報告をいただきます。

(尚永委員)

番号1について報告をいたします。航空写真をご覧ください。番号1、土地の表示、小谷美濃山町地先、田231㎡で、転用目的を農業用倉庫とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は農道、南は5条転用申請地、北は農道です。写真をご覧ください。今回、申請人が居住地近くにあった既存の農業用倉庫を撤去し、新たに倉庫を建築することになり申請されたものです。なお、後に審議いただく5条申請地とあわせて、農業用倉庫を建築する計画になっています。現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の道路側溝に排出する計画になっており、隣接農地に影響を与える可能性も少ないことから、許可相当と考えています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(事務局)

申請番号2、高月西柳野地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は、集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等か連担した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できません

が、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付をいたしております。本案件の詳細につきましては北川委員より報告いただきます。

（北川委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、高月町西柳野地先、畑178㎡、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は雑種地、西は境内地、南は宅地、北は道路です。写真をご覧ください。申請地はすでに造成されています。これは、申請人の先々代が、昭和27年頃に埋め立てられ、現在まで自家用駐車場として使用されてきており、引き続き駐車場として継続使用をされるために申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。現地調査を行った結果、雨水排水については自然浸透で排出されており、隣接に農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号3、高月町横山地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模が、おおむね10ha未満であり、住宅公共施設等から連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付をいたしております。本案件の詳細につきましては、尚永委員より報告いただきます。

（尚永委員）

番号3について報告いたします。航空写真をご覧ください。番号3、土地の表示、高月町横山地先、畑236㎡、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は里道、西は雑種地、南は水路、北は宅地です。写真をご覧ください。今回申請地の北側に、申請人および息子夫婦が居住しているものの、現在の駐車スペースだけでは手狭となり、駐車敷地を拡張するため申請されたものです。現地調査を行った結果、雨水、排水については、自宅敷地北側の排水路を通じて水路に排出する計画となっております。隣接に農地もないことから、許可相当と考えております。ご審議の方よろしく願いいたします。

（事務局）

審査案件は以上でございます。会長よろしく願いします。

（会長）

説明のありました議案第206号についてご意見ご質問を求めます。

(家倉委員)

申請番号1の件につきまして、私の担当の地域の申請ですので補足説明させていただきます。

申請人は、数年前から、耕作地を地主に返されまして、もう農業やめられると思っていましたが、今回申請が提出されて、事務局でもう一度、申請者からどういう農業計画なのかを確認してほしいということで連絡いたしまして、その後申請者に計画を確認したところ、私の担当以外のところで、今年は、すでに耕作者がおられますけれども、次年度から申請者が自分で、農業するということで連絡を受けまして、認めるというふうなことでございました。そういうことで、申請されましたのでよろしくお願いします。以上です。

(会長)

ほかございませんか。今、地域担当の農業委員さんから補足説明はございました。ほかございませんか。よろしいでしょうか。その他ご質問がないようでしたら採決に移ります。

議案第206号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請通り許可することといたします。

(会長)

次に議案第207号を農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第207号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和6年4月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第207号につきましては、今月の締め切りまでに3件の申請がございました。書類審査の受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。案件につきましては、先の議案第206号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し提出しております。現地調査につきましても、さきの議案と同様に当番委員さんをお願いし行っています。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきますのでよろしくお願いします。

申請番号1、小谷美濃山町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は、集落の南西側に位置します。申請地は、第4条で説明しました土地の南隣で農振農用地で

ざいまして、原則転用はできませんが、農業用倉庫の建築なら、例外的に許可できることから許可相当と判断し、地元自治会の同意も得られていることから、受付をしております。本案件の詳細につきましては、尚永委員よりご報告をいただきます。

（尚永委員）

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、小谷美濃山町地先、田718㎡、契約内容は売買で、転用目的を農業用倉庫とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は農道、南は道路、北は4条申請地です。写真をご覧ください。今回、先に審議いただいた4条申請地と合わせて農業用倉庫を建築することになり、譲渡人と土地の売買がまとまり申請されたものです。現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の道路側溝に排出する計画となっております。隣接農地に影響を与える可能性もないことから、許可相当と考えております。審議のほどよろしくお願いいたします。

（事務局）

続きまして、申請番号2、田川町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会および隣接農地所有者の同意も得られていることから受付をいたしております。本案件の詳細につきましては北川委員よりご報告いただきます。

（北川委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、田川町地先畑155㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は宅地、南は宅地、北は宅地です。写真をご覧ください。申請地はすでに造成されています。これは譲渡人の先代が40年ほど前に作業場を建築するために造成されたもので、現在建物は取り壊されて更地状態となっております。今回、譲受人の息子夫婦が実家に戻ってくることになり、住居と駐車場の敷地が必要となり、譲渡人から、申請地及び申請地北側の宅地を購入する話がまとまり、申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水・排水については自然浸透で排出されており、隣接農地に影響を与える可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

続きまして、申請番号3、今川町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は、集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元

自治会からの同意も得られていることから受付をいたしております。本案件の詳細につきまして引き続き、北川委員によりご報告いただきます。

（北川委員）

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、今川町地先、畑198㎡、契約内容は、使用貸借で転用目的を農家住宅とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は宅地、北は道路です。写真をご覧ください。借受人夫妻は、妻の父名義の土地を借受けて、住宅を建てる計画がまとまり申請されたものです。なお、転用目的が農家住宅となっておりますが、父親は農家資格のある方で、将来、娘が一反以上の農地を相続する状況を確認しており、その他、農家住宅の建築に必要な要件を全て満たしていることを確認しております。

現地調査を行った結果、雨水、排水について、東側の道路側溝に排出する計画になっており、隣接に農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

審査案件は以上です。会長よろしくをお願いします。

（会長）

ただいま説明のありました議案第207号についてご意見ご質問を求めます。

（会長）

ご質問等がないようでしたら採決に移ります。

議案第207号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請通り許可することとします。

（会長）

次に、議案第208号、農用地利用集積計画の一部取り消しについて、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

議案第208号、農用地利用集積計画の一部取り消しについて、このことについて農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき決定を求めます。令和6年4月10日提出 長浜市農業委員会会長名。

それでは本日、担当課の農業振興課の職員が出席していますので、説明をお願いします。

(農業振興課)

それでは、議案書に基づきましてご説明をさせていただきます。

今回、令和6年2月20日に公告されました農用地利用集積計画の一部を取り消すに至ったのは、借手耕作者の住所および氏名の情報が、農用地利用集積計画申出書（以下「申出書」という）に記載されたものと異なっていたためです。このことから、借手の住所、氏名を申出書通りに修正し公告するため、誤った農用地利用集積計画について一部取り消しをさせていただきますものです。

次の議案第209号、農用地利用集積計画の利用権設定の番号5で再度ご審議をいただくものです。このようなことに至った原因としましては、農地台帳への入力の際、借手耕作者の情報を誤って入力したため起こったものです。また、入力後の農用地利用集積計画と申出書を確認するのですが、最終確認を怠ったことで、誤った借手耕作者のまま農用地利用集積計画を公表しておりました。今後は、計画と提出された申出書を読み合わせ、複数人の目で確認することとして、再発防止に努めたいと思っております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。はい、名前を入力ミスということでございますね。ただいまの説明で何かご質問などはないでしょうか。

(会長)

ご意見等がないようですので、採決に移ります。

議案第208号、農用地利用集積計画の一部取り消しについて、農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい。ありがとうございます。賛成全員でありますので、このことを決定し市長に答申いたします。

(会長)

次に議案第209号 農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第209号、農用地利用集積計画（案）について、このことについて農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定することを求めます。令和6年4月10日提出。長浜市農業員会会長名。

それでは引き続き農業振興課より説明をお願いします。

(農業振興課)

今月は、相対による利用権設定の案件、所有権移転の案件があります。まず、相対による利用権の設定については、貸し手が4名に対し、借り手が4名、筆数が5筆、合計面積で6,355㎡を利用権設定される計画です。

続きまして、所有権の移転につきましては、所有者9名取得者9名。筆数は12筆で、面積は16,511㎡を所有権移転される計画です。

タイトルの後方が利用権設定について、と記載されている番号1から番号5を、相対により地元農業者等に利用権の設定をされる計画です。

番号4について説明をさせていただきます。番号4は、議案書の右の方の利用と書かれた部分に農業用施設用地と記載があります。通常、農業用施設用地としての貸借には、農地法5条による転用の許可が必要となりますが、農業経営基盤強化促進法では、農業経営の事務手続きの軽減をするという目的から、農用地利用集積計画によって、転用のための利用権設定等が行われる場合は、農地法5条の許可が不要とされております。

本日の議案ですと報告事項で、農地法施行規則第29条第1号のところで西上坂町の案件がありますが、こちらが一番右の備考です。このような形で、以前にも利用集積計画を設定した事例があります。本件については、農業用倉庫の整備が、現時点では未着工であり、事前に軽微変更手続きをしていることから、農用地利用集積計画による農業用施設用地としての賃貸借手続きを進めていきたいと考えています。

次に所有権移転について記載されている、番号1から番号12につきましては、耕作目的で、当該地を売買により購入されるものです。

番号1から番号12については、全て譲受人が認定農業者であるため、農業経営基盤強化促進法により所有権を移転することになったものです。以上、利用集積計画の借り手は、いずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家です。以上のことから、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当しているものと判断をしています。説明は以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。会長よろしく申し上げます。

(会長)

はい。ただいま説明がありました、議案第209号についてご意見、ご質問を求めます。よろしいでしょうか。

ただ今の農業振興課の説明について分からなかったところがあり、もう1回説明してください。

(農業振興課)

4番につきましては、借手が長浜市の基本構想の該当者かどうか担い手かどうか、認定農家さんかというところです。認定農家さんについては、この基盤強化促進法に基づいて、

要件設定をする場合、今回ですと使用貸借で農業用倉庫を建てられますが、この場合通常なら農地法第5条が必要となりますが、その農地法の5条3項です。こちらの方で基盤強化法による計画を立てられた場合には、農地法第5条の転用許可が不要という条文がありますので、その条文に基づいて今回判断したものです。過去にも、先ほど申し上げた、西上坂町の農業用倉庫を建てる際に、こちらの規定を使われたということでございます。

(会長)

ありがとうございます。それでは、質問等はございませんか。

(將亦委員)

この農業用施設を修正計画で立てる場合、面積の上限は決まっていますか。

(農業振興課)

特に必要な面積ということになります。通常の農地法の5条と同様に認められます。

(將亦委員)

はい、わかりました。

(会長)

はい。ほかにございませんか。

(廣部委員)

これは、令和4年から施行されているのですか。

(農業振興課)

法律そのものは以前からあります。

(廣部委員)

過去にも、こんなことあってもおかしくなかったかなと思ったんですけど。もっと昔から、5条かけなくても。

(農業振興課)

そうです。ございました。

(廣部委員)

何か、新しく聞いている気がして。

（事務局）

令和４年度の話は、令和４年度でこの法律がなくなり、この条件を設定しているのはあくまで、地域計画が定まる来年の３月３１日までの経過措置によるもので、来年以降は、使えなくなります。来年以降は、今度の農地中間管理機構を通すと、この条が使えるもので、過去からあったのかと言われると、この時期にかぶったという話になってきます。

（廣部委員）

余計に複雑になったけど、農業委員会に出さなくても、これからは、農業施設に転用するという時、中間管理機構で通ってしまうということ。

（農業振興課）

はい。法律規定では、そのように変わりました。

（会長）

そういったことを踏まえて、これから採決をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議案第209号の農用地利用集積計画（案）について農業委員会として決定し答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）

はい。ありがとうございます。賛成全員でありますので、このことを決定し、市長に答申いたします。

（会長）

次に、議案第210号、農用地利用集積等促進計画（案）について事務局より説明をお願いします。

（事務局）

議案第210号、農用地利用集積等促進計画（案）について、このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により決定を求めます。令和6年4月10日提出。長浜市農業委員会会長名。

それでは引き続きよろしくお願いします。

（農業振興課）

それでは引き続きご説明させていただきます。

今月は、新規の中間管理権の設定と受け手の変更の案件がございます。番号1から番号122の全てが新規の中間管理権で、計画では貸手が64名に対して借手が26名、筆数は、122筆、合計面積230,873.61㎡を10年間の利用権設定される計画です。

次に、番号123から127までが耕作者変更に伴う新規の中間管理権の設定です。計画では、貸手1名に対して借手が1名、各筆数が5筆で、合計面積で4,666㎡を残年の3年間の利用権設定を行う計画です。

番号1から番号2の合計2筆、合計面積で2,506㎡の農地につきまして、4年間契約年数が残っているもので、借手のみ変更ということで、新たな耕作者様と4年間の利用権の設定を行う計画です。

説明は以上です。会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま説明がありました議案第210号についてご意見、ご質問を求めます。

(中川委員)

ちょっと確認ですが、ミスなのか、正しいのか確認です。賃料が300円とあるのですが、300円でいいのか、3,000円の間違いかということです。107番と115番、116番です。

(農業振興課)

はい、300円で間違いありません。

(会長)

他ございませんか。

(將亦委員)

127番が終わって、改めて番号1、2についての変更は、貸手が変わった？また、4年間は契約期間があるけども、貸手に変更になったと聞いたけど。

(農業振興課)

すみません。借手の誤りです。別の方がもともと作っておられて、4年間残っていたものを、新たにこの方が作られるということで、前解約をせずに借手さんだけが解約されて、新たな借手さんと中間管理権で契約し直しをしたということです。

(將亦委員)

前の耕作者は、自分の代わりを見つけたら、やめたときは何もしなくていいのですか。

中間管理機構に、借手が辞めるので新たな借り手に変わりますという報告をすれば、このように出てくるのですか。改めて解約しなくていいですか。

(農業振興課)

契約期間が残っている場合は、この手法も可能ですし、全解約をして、もう一度10年や残期間の4年として契約も可能です。

(將亦委員)

はい。わかりました。

(農業振興課)

先ほどの部分ですが、その前の議案で、第205号の農地法第3条の申請で南田附町の土地を買われた方がおられます。別の方が作っておられたのですが、この方が買われることになって残りの土地は、売買せず借りられるということで、この耕作者が作っていくことで話が上がってきたものです。

(会長)

他にございませんか。よろしいでしょうか。

(会長)

他にご意見等がないようでしたら、採決に移ります。参与制限対象委員、対象は本人および自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。今回は14番 北川富美子委員以外はないと思われますがいかがでしょう。お気づきでしたら挙手をお願いします。それでは、対象委員の北川委員は、自席で採決に加わらないこととします。

それでは議案第210号の農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。賛成多数です。このことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第211号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案211号、土地改良事業参加資格交替承認について、このことについて土地改良法第3条の規定に基づき承認することについて意見を求めます。令和6年4月10日提出。長浜市農業委員会会長名。

添付の資料、土地改良事業参加資格交代者一覧にありますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました、番号1から番号84の84件につきまして、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を耕作者との合意のもとで、土地所有者に交代されるもので、両者の合意があり、妥当と考え交替の承認を求めます。

説明は以上です。会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第211号について、ご意見ご質問を求めます。ございませんか。

(会長)

質問等はないようでしたら採決に移ります。

参与制限対象委員、対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。4番 多賀さん、委員本人ですので、自席で採決に加わらないこととします。

それでは、議案第211号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。賛成多数でありますので承認することといたします。

以上で本日の議案審議は終了いたします。